

第76回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 2021年6月24日（木曜日）午前10時
受付開始午前9時20分

開催場所 大阪市中央区南船場2丁目4-10
ネストホテル大阪心斎橋2階「淀」

**議案及び
参考事項** 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役13名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件
第4号議案 退任監査役に対し退職慰労
金贈呈の件

新型コロナウイルス感染症への対応について

感染拡大防止のため、書面により事前の議決権行使を行っていただきますようお願い申し上げます。

また、本株主総会へのご出席に際しましては、感染防止のための措置を講じる場合がございますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

【新型コロナウイルスによる感染防止に向けた当社の株主総会への対応についてP.2に記載しておりますので、ご確認くださいませようお願い申し上げます。】

目 次

第76回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	3
(添付書類)	
事業報告	19
連結計算書類	37
計算書類	49
監査報告	58

(証券コード5368)
2021年6月9日

株 主 各 位

大阪市中央区南船場一丁目18番17号
日本インシュレーション株式会社
代表取締役社長 吉 井 智 彦

第76回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第76回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、本株主総会における新型コロナウイルスの感染リスクを避けるため、株主の皆様には、株主総会当日のご来場を見合わせていただき、書面による議決権行使を行っていただくことを強くご推奨申し上げます。お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、2021年6月23日(水)午後5時までに到着するよう議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|--|
| 1. 日 時 | 2021年6月24日(木曜日) 午前10時 (受付開始 午前9時20分) |
| 2. 場 所 | 大阪市中央区南船場2丁目4-10
ネストホテル大阪心斎橋2階「淀」
(末尾の会場ご案内略図をご参照ください。) |
| 3. 目的事項
報告事項 | 1. 第76期(2020年4月1日から2021年3月31日まで)事業報告の内容、
連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類
監査結果報告の件
2. 第76期 (2020年4月1日から2021年3月31日まで) 計算書類の内
容報告の件 |
| 決議事項 | |
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役13名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役1名選任の件 |
| 第4号議案 | 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件 |

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

◎本招集ご通知の添付書類ならびに株主総会参考書類の記載事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネットの当社ウェブサイト (<https://www.jjc-bestork.co.jp>)に掲載いたしますのでご了承ください。

◎新型コロナウイルスの感染が広がっております。本株主総会会場におきましては、開催日現在の状況に応じて、係員のマスクの着用やアルコール消毒液の設置など、感染予防措置を講じてまいります。

◎新型コロナウイルスの感染拡大に鑑み、株主総会当日のご出席を検討されている株主様におかれましては、株主総会当日の流行状況やご自身の体調を十分にご確認のうえ、マスク着用などの感染予防に最大限ご配慮いただきますようお願いいたします。なお、株主様同士のお席の間隔を広く取るため、十分な座席が確保できない可能性があります。満席となった場合、ご来場いただきましても入場をお断りすることになりますので、あらかじめご承知くださいますようお願いいたします。

◎新型コロナウイルス感染拡大の状況次第では、株主の皆様の安全を第一に考え、本総会の運営を変更する場合がございます。感染症の影響を踏まえた株主総会開催上の注意事項につきましては、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

◎大変恐縮ではございますが、当日の運営も最小限の体制で行う方針でございます。来場特典につきましても当趣旨に鑑み、ご用意はございません。ご了承ください。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当事業年度の剰余金の処分につきましては、当事業年度の業績、経営環境及び今後の事業展開等を勘案し、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類 金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株1株につき 金 35円 総額 304,142,475円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2021年6月25日

第2号議案 取締役13名選任の件

取締役全員（11名）は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化のため2名を増員し、取締役13名（うち、社外取締役4名）の選任をお願いしたいと存じます。

なお、取締役候補者の選定にあたっては、独立社外取締役がメンバーの過半数を占める指名・報酬等検討委員会の答申を経ております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏 名				当社における現在の地位及び担当等	属 性		
1	おお	はし	けん	いち	取締役会長	再 任		
2	よし	い	とも	ひこ	代表取締役社長	再 任		
3	み	やけ	せつ	お	常務取締役管理本部本部長	再 任		
4	かわ	ばた	ひで	ゆき	取締役管理本部経理部部長	再 任		
5	お	ばた	たけ	お	取締役管理本部総務部部長	再 任		
6	なか	の		つよし	取締役技術本部本部長	再 任		
7	もり	もと	かつ	ひろ	取締役生産事業部事業部長	再 任		
8	お	の	でら	かず	取締役建築事業部事業部長	再 任		
9	はら	だ	ふみ	よ	取締役	再 任	社 外	独 立
10	むら	なか	とし	や	取締役	再 任	社 外	独 立
11	うえ	だ	やす	じ	取締役	再 任	社 外	独 立
12	かね	こ	いち	ろう	参事管理本部経営企画部部長	新 任		
13	うち	むら	りょう	こ		新 任	社 外	独 立

候補者の属性

新 任 新任取締役
 再 任 再任取締役
 社 外 社外取締役
 独 立 独立役員

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 普 通 株 式 数
1	おお はし けん いち 大 橋 健 一 (1951年7月27日生) 【再任】	1974年 4 月 当社入社 1994年 6 月 当社取締役プラント営業本部副本部長 2001年 4 月 当社取締役営業本部統括部長 2002年 6 月 当社常務取締役営業本部統轄 2005年 6 月 当社専務取締役営業本部本部長 2006年 4 月 当社代表取締役社長 2014年 9 月 JIC VIETNAM ONE MEMBER CO.,LTD. 会 長兼務 2017年 4 月 当社代表取締役会長 2021年 4 月 当社取締役会長（現任） (重要な兼職の状況) なし	687,031株
取締役候補者とした理由 長年に亘る経営者としての豊富な経験と事業全般における高い見識を有し、当社の会長として企業価値の向上に寄与することができると判断されることから、引き続き当社の取締役として選任をお願いするものです。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 普 通 株 式 数
2	よし い とも ひこ 吉 井 智 彦 (1956年7月6日生) 【再任】	1979年 4 月 当社入社 1998年 3 月 当社プラント営業本部営業 1 部長 2001年 4 月 当社営業本部営業開発部部长 2005年 4 月 当社執行役員営業本部営業推進統轄 2006年 4 月 当社執行役員営業本部副本部長 2006年 6 月 当社取締役営業本部副本部長 2007年 4 月 当社取締役営業本部本部長 2011年 4 月 当社取締役プラント事業部事業部長 2012年 6 月 当社常務取締役プラント事業部事業部長 2016年 6 月 当社専務取締役プラント事業部事業部長 2016年10月 当社専務取締役 2017年 4 月 当社代表取締役社長（現任） 2021年 4 月 JIC VIETNAM ONE MEMBER CO.,LTD. 会 長兼務（現任） (重要な兼職の状況) JIC VIETNAM ONE MEMBER CO.,LTD.会長	73,000株
	取締役候補者とした理由 長年に亘る当社プラント事業部のトップ並びに経営者としての豊富な経験と事業全般における高い見識を有し、当社の社長として企業価値の向上に寄与することができると判断されることから、引き続き当社の取締役として選任をお願いするものです。		

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 普 通 株 式 数
3	み や け せ つ お 三 宅 節 生 (1958年8月30日生) 【再任】	1982年 4 月 当社入社 2000年 4 月 当社岐阜工場工場長 2001年 1 月 当社北勢工場工場長 2005年 4 月 当社執行役員生産事業部副事業部長 2006年 4 月 当社執行役員生産事業部事業部長 2007年 6 月 当社取締役生産事業部事業部長 2016年 6 月 当社常務取締役生産事業部事業部長 2018年 1 月 JIC VIETNAM ONE MEMBER CO.,LTD. 管掌兼務 2020年 4 月 当社常務取締役兼生産事業部管掌 2020年 6 月 当社常務取締役管理本部本部長（現任） （重要な兼職の状況） なし	38,000株
取締役候補者とした理由 長年に亘る当社生産事業部のトップとしての豊富な経験と事業全般における高い見識を有し、今後も管理本部を統括する管理本部本部長として、当社の企業価値の向上に寄与できると判断されることから、引き続き当社の取締役として選任をお願いするものです。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 普 通 株 式 数
4	かわ ばた ひで ゆき 川 端 秀 享 (1953年11月1日生) 【再任】	1989年 9 月 当社入社 2004年 3 月 当社管理本部経理部部长 2006年 4 月 当社執行役員管理本部経理部部长 2014年 6 月 当社取締役管理本部経理部部长（現任） （重要な兼職の状況） なし	12,000株
	取締役候補者とした理由 長年に亘る当社管理本部経理部部长としての豊富な経験と高い見識を有し、今後も経理・財務面で当社の経営を支え、当社の企業価値の向上に寄与できると判断されることから、引き続き当社の取締役として選任をお願いするものです。		
5	お ばた たけ お 小 畑 健 雄 (1960年6月21日生) 【再任】	1983年 4 月 日本開発銀行（現：株式会社日本政策投資銀行）入行 2013年 7 月 当社入社 執行役員建築事業部部长（事業部長付） 2014年10月 当社執行役員管理本部プロジェクト室長 2016年10月 当社参事管理本部総務部部长 2018年 6 月 当社取締役管理本部総務部部长（現任） （重要な兼職の状況） なし	6,000株
	取締役候補者とした理由 日本政策投資銀行等における長年に亘る金融業務や総務・管理・企画業務等の経験を踏まえ、営業・生産等の各部門を支える管理本部総務部部长として、当社の企業価値の向上に寄与できると判断されることから、引き続き当社の取締役として選任をお願いするものです。		

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 普 通 株 式 数
6	なか の つよし 中 野 強 (1963年12月22日生) 【再任】	1987年 4 月 住友化学工業株式会社（現：住友化学株式 会社）入社 2015年 4 月 住友化学株式会社情報電子化学品研究所 上席研究員 研究グループ（エピタキシャ ル開発）グループマネージャー 2017年 4 月 住華科技（股）有限公司出向 専案協理 2020年 2 月 当社出向、技術統轄（生産事業部・商品技 術研究所管掌） 2020年 4 月 当社技術本部本部長 2020年 6 月 当社取締役技術本部本部長（現任） （重要な兼職の状況） 住友化学株式会社大阪本社所属	0株
	<u>取締役候補者とした理由</u> 住友化学株式会社における研究者としての豊富な経験と工学分野への高い見識を有し、当社の研究開 発事業を統括する技術本部本部長として、これらの高い見識を当社の経営に活かし、当社の企業価値 の向上に寄与することができると判断されることから、引き続き当社の取締役として選任をお願いす るものです。		

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 普 通 株 式 数
7	もり もと かつ ひろ 森 本 勝 広 (1957年11月14日生) 【再任】	1976年 4 月 当社入社 2013年 6 月 当社取締役生産事業部岐阜工場工場長 2013年10月 当社取締役技術本部生産技術研究所所長 2014年 9 月 JIC VIETNAM ONE MEMBER CO.,LTD. 社長 2015年 6 月 当社顧問兼生産技術研究所所長兼 JIC VIETNAM ONE MEMBER CO.,LTD.社長 2020年 4 月 当社生産事業部事業部長 2020年 6 月 当社取締役生産事業部事業部長兼 JIC VIETNAM ONE MEMBER CO.,LTD. 管掌 (現任) (重要な兼職の状況) なし	42,000株
	取締役候補者とした理由 長年に亘る当社生産事業部岐阜工場工場長並びにJIC VIETNAM ONE MEMBER CO.,LTD.社長等としての豊富な経験と高い見識を有し、今後も当社の生産部門を統括する生産事業部事業部長として、当社の企業価値の向上に寄与することができると判断されることから、引き続き当社の取締役として選任をお願いするものです。		
8	お の でら かず や 小 野 寺 一 也 (1961年 7 月14日生) 【再任】	1983年 4 月 当社入社 2015年 4 月 当社参事建築事業部副事業部長兼関東支社長 2017年 4 月 当社参事建築事業部事業部長 2020年 6 月 当社取締役建築事業部事業部長 (現任) (重要な兼職の状況) なし	4,000株
	取締役候補者とした理由 長年に亘る当社建築事業部における豊富な経験と高い見識を有し、今後も当社の建築事業部門を統括する建築事業部事業部長として、当社の企業価値の向上に寄与することができると判断されることから、引き続き当社の取締役として選任をお願いするものです。		

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 普 通 株 式 数
9	は ら だ ふ み よ 原 田 文 代 (1968年11月3日生) 【再任】 独立社外取締役候補者	1992年 4 月 日本開発銀行（現：株式会社日本政策投資銀行）入行 2015年 2 月 株式会社日本政策投資銀行 国際統括部担当部長兼企業金融第6部担当部長兼女性起業サポートセンター長 2016年 6 月 当社取締役（社外）（現任） 2017年 6 月 株式会社日本政策投資銀行 企業金融第5部担当部長 2020年 6 月 株式会社日本政策投資銀行 ストラクチャードファイナンス部長（現任） 2021年 1 月 株式会社日本政策投資銀行 経営企画部担当部長兼務（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社日本政策投資銀行 ストラクチャードファイナンス部長（兼）経営企画部担当部長	0株
<u>取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要</u> 長年に亘る日本政策投資銀行等における経験を通して培われた金融面や国際情勢等に関する高い見識を基に、幅広い見地から当社の経営に対する的確な助言等を行っていただいています。今後もこれらの高い見識を当社の経営に活かしていただけるものと判断し、引き続き当社の社外取締役として選任をお願いするものです。同氏は、社外役員となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として職務を適切に遂行できると判断いたしました。 また、同氏が選任された場合には、経営諮問委員会の委員長として経営全般に関する助言をいただくこと並びに指名・報酬等検討委員会の委員長として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。なお、日本政策投資銀行は当社の主要株主であり且つ主要取引金融機関であります。当社が定める「社外役員の独立性に関する判断基準（以下、「独立性基準」という。）」に照らし、独立性には問題ないものと考えております。 社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって5年であります。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 普 通 株 式 数
10	むら なか とし や 村 中 俊 哉 (1960年3月15日生) 【再任】 独立社外取締役候補者	1985年 4 月 住友化学工業株式会社（現：住友化学株式会 社）入社 2000年10月 住友化学工業株式会社農業化学品研究所 主席 研究員 2001年 4 月 理化学研究所植物科学研究センターバイオケミ カルリソース研究チーム チームリーダー 2007年 4 月 横浜市立大学木原生物学研究所 教授 2010年 5 月 大阪大学大学院工学研究科 教授（現任） 2013年 4 月 理化学研究所 環境資源科学研究センター 客 員主管研究員（現任） 2017年 6 月 当社取締役（社外）（現任） 2020年11月 大阪大学先導的学際研究機構 教授（現任） （重要な兼職の状況） 大阪大学大学院工学研究科教授（兼）理化学研究所 環境 資源科学研究センター 客員主管研究員（兼）大阪大学先 導的学際研究機構教授	104,544株
<u>取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要</u> 大阪大学等における研究者としての豊富な経験と工学分野への高い見識を基に、当社の商品開発・技術開発分野、生産部門等への的確な指導・助言等を行っていただいています。今後もこれらの高い見識を当社の経営に活かしていただけるものと判断し、引き続き当社の社外取締役として選任をお願いするものです。同氏は、社外役員となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として職務を適切に遂行できると判断いたしました。 また、同氏が選任された場合には、経営諮問委員会の委員として経営全般に関する助言をいただくこと並びに指名・報酬等検討委員会の委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。 なお、同氏は当社が定める「独立性基準」に照らし、独立性には問題ないものと考えております。社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって4年であります。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 普 通 株 式 数
11	う え だ や す じ 上 田 保 治 (1952年3月10日生) 【再任】 独立社外取締役候補者	1974年 3 月 国土計画株式会社入社 1982年 7 月 西武建設株式会社入社 2007年 6 月 西武建設株式会社執行役員多摩川事業部長 2010年 2 月 多摩川開発株式会社代表取締役社長 2017年 3 月 多摩川開発株式会社代表取締役退任 2018年 6 月 当社取締役（社外）（現任） （重要な兼職の状況） なし	2,000株
	取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要 多摩川開発株式会社等における長年に亘る企業経営の経験と高い見識を有しており、大所高所からの当社経営に対する指導・助言を通じ、当社の企業価値の向上に寄与するものと判断されることから、引き続き当社の社外取締役として選任をお願いするものです。 また、同氏が選任された場合には、経営諮問委員会の委員として経営全般に関する助言をいただくこと並びに指名・報酬等検討委員会の委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。 なお、同氏は当社が定める「独立性基準」に照らし、独立性には問題ないものと考えております。 社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって3年であります。		
12	か ね こ い ち ろ う 金 子 一 郎 (1961年10月18日生) 【新任】	1992年 4 月 当社入社 2001年 1 月 当社社長室課長 2005年 4 月 当社管理本部情報管理部部長 2015年 4 月 当社参事管理本部情報管理部部長 2021年 4 月 当社参事管理本部経営企画部部長（現任） （重要な兼職の状況） なし	3,000株
	取締役候補者とした理由 長年に亘る当社情報管理部における豊富な経験と高い見識を有し、今後は当社のＩＲ業務や経営企画業務等を統括する管理本部経営企画部部長として、当社の企業価値の向上に寄与することができると判断されることから、新たに当社の取締役として選任をお願いするものです。		

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 普通株式数
	うち むら りょう こ 内 村 涼 子 (1979年8月12日生) 【新任】 独立社外取締役候補者	2012年12月 司法修習終了 日比谷ともに法律事務所入所 2020年 6 月 日比谷晴海通り法律事務所設立 (代表) (現任) (重要な兼職の状況) 日比谷晴海通り法律事務所代表	0株
13	取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要 弁護士としての長年に亘る豊富な経験と高い見識を有し、専門的見地からの助言・指導を通じ、当社の企業価値の向上に寄与することができると判断されることから、新たに当社の取締役として選任をお願いするものです。同氏は、社外役員となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として職務を適切に遂行できると判断いたしました。 また、同氏が選任された場合には、経営諮問委員会の委員として経営全般に関する助言をいただくこと並びに指名・報酬等検討委員会の委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。 なお、同氏は当社が定める「独立性基準」に照らし、独立性には問題ないものと考えております。		

- (注) 1. 候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 当社と候補者 原田文代氏、村中俊哉氏及び上田保治氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。各氏の選任が承認された場合、当社は各氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。また、内村涼子氏の選任が承認された場合には、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
3. 原田文代氏、村中俊哉氏、上田保治氏及び内村涼子氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は原田文代氏、村中俊哉氏及び上田保治氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、各氏の選任が承認された場合には、引き続き独立役員となる予定であります。また、内村涼子氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として届け出る予定であります。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者が負担することになる判決または裁定（その他類似の公的機関による法的拘束力ある命令を含む。）による損害賠償金額、和解金及び示談金（保険会社が予め書面により認めていた場合に限る。）、前記の判決または裁定による被保険者が支払うべきとされる訴訟費用または裁定費用並びに争訟費用を、当該保険契約によって填補することとしております（但し、被保険者が法的支払義務を負わないもの及び法律上保険が適用できないとされる事由によるものを除く。）。各候補者が取締役を選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
5. 経営諮問委員会は、当社を取り巻く経営課題について大所高所から審議し、取締役会に対し提言する会議体であり、社外取締役及び監査役から構成されています。

6. 社外役員の独立性に関する判断基準

社外役員の独立性について、以下の判断基準を設けています。

当社における社外役員のうち、以下の各号の定める要件のいずれにも該当しない場合には、原則として、当社と重大な利害関係がないものとみなし、独立性を有するものと判断されるものとする。

- ① 当社及び当社グループ会社（以下、併せて「当社グループ」という。）の業務執行者（社外取締役を除く取締役及び従業員（名称の如何を問わず当社グループと雇用関係にある者））
- ② 当社グループの主要な顧客・取引先の業務執行者。主要な顧客・取引先とは、次のいずれかに該当する者をいう。
 - 1) 当社グループに製品またはサービスを提供している取引先、または当社グループが製品またはサービスを提供している取引先のうち、直近に終了した3事業年度のいずれかにおいて、取引総額が当社連結売上高の2%を超える者または当社グループへの売上高が当該会社の連結売上高の2%を超える者
 - 2) 当社グループのメインバンクである金融機関
- ③ 当社グループが取締役（常勤・非常勤を問わない）を派遣している会社の業務執行者
- ④ 当社グループから役員報酬以外の報酬を得ているコンサルタント、公認会計士、弁護士等の専門家（但し個人）のうち、直近に終了した事業年度において、当社グループからの役員報酬以外の報酬支払総額が1,000万円を超える者
- ⑤ 当社グループの法定監査を行う監査法人に所属し監査業務を担当する者
- ⑥ 当社グループと取引のあるコンサルティング会社、税理士法人、法律事務所等の法人もしくは組合等の団体（但し⑤を除く）のうち、直近に終了した3事業年度における当社グループへの年平均売上高が当該団体の連結売上高の2%もしくは年間1,000万円のいずれか高い方を超える団体に所属するコンサルタント、公認会計士、弁護士等の専門家
- ⑦ 当社の株主のうち、直近の事業年度末における議決権保有比率が総議決権の10%以上（直接保有及び間接保有の合算比率）である者またはその業務執行者
- ⑧ 当社グループが株式を保有している会社のうち、直近の事業年度末における当社の議決権保有比率が総議決権の10%以上（直接保有及び間接保有の合算比率）である者またはその業務執行者
- ⑨ 当社グループが直近の3事業年度の平均で年間1,000万円を超える金額の寄付、融資等を行っている団体の理事その他の業務執行者
- ⑩ 就任前10年間のいずれかの時期において上記①に該当していた者、並びに直近の3年間のいずれかの時期において上記②ないし⑨に該当していた者
- ⑪ 次のいずれかに該当する者の配偶者または2親等以内の親族
 - 1) 上記①ないし⑩に掲げる者（但し、⑤及び⑥における「所属する者」には、「重要な業務執行者及び弁護士・公認会計士等の専門的な資格を有する者」でない者を含まず、また「業務執行者」には部長職相当未満の者を含まない。）
 - 2) 直近の1年間のいずれかの時期において当社グループの業務執行者（但し部長職相当未満を除く）に該当していた者
- ⑫ ①～⑪に該当しない場合でも、一般株主と利益相反が生ずるおそれがないとはいえない場合

(ご参考) 取締役候補者の専門性と経験（スキルマトリックス）

候補者 番 号	氏 名	専門性と経験							
		企業経営 経営戦略	財務・会計	生産、研究開発、 新規事業	海外事業	法務・コンプ ライアンス	営業	IT・デジタル	サステナ ビリティ
1	大橋 健一	○					○		○
2	吉井 智彦	○			○		○		○
3	三宅 節生			○					
4	川端 秀享		○						
5	小畑 健雄		○			○			○
6	中野 強			○	○				
7	森本 勝広			○	○				
8	小野寺 一也						○		
9	原田 文代	○	○		○				○
10	村中 俊哉			○					○
11	上田 保治	○							
12	金子 一郎							○	○
13	内村 涼子					○			

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役繁野徑子氏が本定時株主総会終結の時をもって辞任により退任されますので、同氏の補欠として改めて監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、補欠として選任する監査役の任期は、当社定款の定めにより、退任する監査役の任期の満了する時までとなります。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社 普通株式数
たけ だ ひで ひこ 武田 英彦 (1959年12月7日生) 【新任】 独立社外監査役候補者	1986年 9 月 太田昭和監査法人（現・EY新日本有限責任監査法人）入所 1989年 2 月 公認会計士登録 1991年10月 税理士登録 1995年 1 月 太田昭和監査法人 退所 公認会計士武田英彦事務所開設（現任） (重要な兼職の状況) 公認会計士武田英彦事務所代表 株式会社エスポア 社外監査役 株式会社キーエンス 社外監査役	0株

- (注) 1. 候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 武田英彦氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間において、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。
3. 武田英彦氏は社外監査役候補であります。
なお、同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として届け出る予定であります。
4. 武田英彦氏を社外監査役候補者とした理由は、同氏の公認会計士・税理士としての豊富な経験と幅広い見識を、当社の監査に活かして頂きたいためであります。なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社監査役を含む被保険者が負担することになる判決または裁定（その他類似の公的機関による法的拘束力ある命令を含む。）による損害賠償金額、和解金及び示談金（保険会社が予め書面により認めていた場合に限る。）、前記の判決または裁定による被保険者が支払うべきとされる訴訟費用または裁定費用並びに争訟費用を、当該保険契約によって填補することとしております（但し、被保険者が法的支払義務を負わないもの及び法律上保険が適用できないとされる事由によるものを除く。）。候補者が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第4号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本定時株主総会終結の時をもって辞任により退任されます監査役繁野径子氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は監査役の協議にご一任いただきたいと存じます。

退任監査役の略歴は、以下の通りであります。

氏 名 (生年月日)	略 歴
しげ の みち こ 繁 野 径 子	2018年 6 月 当社監査役 現在に至る

以 上

(添付書類)

事業報告

(自 2020年4月1日)
(至 2021年3月31日)

I. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症(以下、「コロナ感染症」という)の影響により、需要の落ち込み、サプライチェーンの分断による供給能力の低下、インバウンド需要の低迷、サービス消費の減少、設備投資の減少など、経済全般に亘り厳しい状況となっております。景気は、足許で持ち直しの兆しが見えているものの、コロナ感染症の収束時期が見通せないこともあり、依然として予断を許さないものとなっております。

このような状況の中、建築関連事業においては、関東地区及び関西地区の物流施設工事を中心に、またプラント関連事業においては、電力、石油その他のプラントにおける工事で堅調な需要が続いているものの、コロナ感染症再拡大の当社事業に対する影響は予断を許さないものと考えております。なお、連結子会社のJIC VIETNAM ONE MEMBER CO.,LTD.において、当連結会計年度において固定資産につき減損処理を行い、特別損失を計上いたしました。

その結果、当社グループにおける当連結会計年度の売上高は143億1百万円(前連結会計年度比100.7%)、営業利益22億7千万円(前連結会計年度比109.4%)、経常利益22億2千万円(前連結会計年度比109.7%)、親会社株主に帰属する当期純利益10億2千3百万円(前連結会計年度比69.9%)となりました。

次に部門毎の営業概況を、ご報告申し上げます。

(建築事業部門)

工事につきましては、全国的な大型物流倉庫需要及び首都圏を中心とした再開発需要が堅調を維持していること等により順調に推移しました。

販売につきましては、煙突用断熱材が堅調に推移したものの、主力製品である耐火被覆用けい酸カルシウム板、内装仕上げ材、型材等において、コロナ感染症の影響等による低迷が続いたことにより減収となりました。

以上の結果、工事及び販売を合わせた建築関連全体の売上高は51億6千8百万円(前連結会計年度比93.0%)となりました。

(プラント事業部門)

工事につきましては、電力プラント向け及びその他建設工事について好調な受注環境が継続したこと等により堅調に推移しました。

販売につきましては、国内一般顧客向けの販売が振るわなかったこと等により減収となりました。

以上の結果、工事及び販売を合わせたプラント関連全体の売上高は91億3千2百万円（前連結会計年度比105.7%）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施しました設備投資の総額は5億8千6百万円であります。その主なものは、岐阜事務所建築工事及びタイカライトウッド（不燃デザインパネル）受注増加に対応する生産設備増設であります。

(3) 資金調達の状況

上記設備投資資金につきましては、自己資金及び金融機関借入により調達しました。

(4) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第73期 2017年4月1日から 2018年3月31日迄	第74期 2018年4月1日から 2019年3月31日迄	第75期 2019年4月1日から 2020年3月31日迄	第76期 (当連結会計年度) 2020年4月1日から 2021年3月31日迄
売 上 高 (百万円)	11,386	11,766	14,195	14,301
経 常 利 益 (百万円)	1,626	1,510	2,024	2,220
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	1,457	980	1,464	1,023
1株当たり当期純利益 (円)	190.74	128.29	189.52	117.76
総 資 産 (百万円)	13,977	13,956	15,776	16,235
純 資 産 (百万円)	7,678	8,382	10,520	11,281

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式を控除した株式数）により算出しております。

(5) 対処すべき課題

1. 市場の拡大、収益の確保

①国内事業の拡大

国内市場につきましては、建設投資を確実に受注につなげられるよう営業力の強化を図ると共に、更なる工事管理強化による採算性の向上を図り、また、新市場の開拓及び新規商品の開発を推進してまいります。

- 1) 建築事業においては、耐火被覆材のシェア奪回、新製品開発、既存製品の性能・機能の向上等を進めていきます。
- 2) プラント事業においては、保温材のシェア拡大、建設案件の営業強化等を行ってまいります。
- 3) 技術本部においては、将来の収益の一翼を担う新規商品の開発を推進します。

②海外事業の推進

以下の対策等により海外事業の拡大を図ります。

- 1) ベトナム工場の安定稼働を維持すべく、全力で取り組みます。
- 2) ベトナム工場生産品の販路拡大のため、海外、とりわけ東南アジアにおける営業を、各国の販売店と協調しながら一層強化してまいります。
- 3) ベトナム工場については、生産性向上のため、海外需要等の事業環境を見極めながら、段階的に増設を進めてまいります。
- 4) 建築事業においては、市場拡大に向けてアジア地区での各国販売店との連携を推進してまいります。

2. サステナビリティ経営の推進

マテリアリティ（重要課題）を特定し、将来あるべき目標とマイルストーン（中間目標）を設定し、サステナビリティ経営を推進してまいります。

3. コンプライアンスの徹底

コンプライアンスは経営の根幹をなすものであり、これまで以上に役職員に対するコンプライアンス教育を徹底する他、コンプライアンスを推進するために必要な体制の整備及びその確実な運用を図ってまいります。上場企業として求められるインサイダー取引規制及びフェア・ディスクロージャー・ルール等の遵守に努めてまいります。

反社会的勢力とは関係を一切持たない経営を推進してまいります。

4. コーポレートガバナンス・コードへの対応

コーポレートガバナンス・コードへの適切な対応を引き続き図ってまいります。

5. 危機管理への対応

当社を取り巻く様々なリスクを事前に認識し、リスクが顕在化しないよう、適切な対策を実施してまいります。

地震や台風などの自然災害に伴うリスクに対し、適切に対応してまいります。

感染拡大が続いているコロナ感染症が当社事業並びに当社役職員を含む全てのステークホルダーの安全・健康に及ぼす影響を適切に見極め、対応してまいります。

海外展開の推進に伴い増加するリスクに対し、適切に対応してまいります。

また、建設アスベスト損害賠償請求訴訟につきましては、今後とも弁護士と協議しつつ適切に対応してまいります。

6. 高度ＩＴ技術の導入の本格化

ＩｏＴ、ＡＩ、ＲＰＡ等の高度ＩＴ技術を活用した生産性の向上に引き続き取り組んでまいります。

7. 人材の確保・教育、働きやすい職場環境の整備、ダイバーシティの推進

効率経営を目指し、社員の生産性向上、少数精鋭体制の確立のため、社員教育の強化、有能な人材の確保に努めてまいります。

次世代経営者及び次世代幹部候補者の育成に努めると共に、女性社員を含めた多様な人材の育成を進めてまいります。

また、社員にとって働きやすい職場となるよう、環境整備に努めてまいります。

引き続き、海外生産体制並びに海外営業の強化を進め、さらにグローバル人材の確保のため、語学教育の強化、外国人の登用等を通じ、海外業務に対応できる体制を強化してまいります。

当社の工事分野における総合力の向上のため、協力業者の育成を図ってまいります。

8. 品質・安全維持への対応

労働災害、品質クレームゼロを目指し、日頃からの管理の徹底、発生時の原因追究及び対策実施を徹底してまいります。

上記課題に対処し、これからも社会的責任を果たすため、コンプライアンス体制の強化を図り、事業環境の変化に対応したコーポレートガバナンスの一層の充実を推進し、お取引先様からの信頼の向上を図ってまいります。また、技術力・開発力の強化、収益力の向上を図り、さらに企業価値を高めることにより株主の皆様からご支持を得られるよう全社を挙げ努力してまいりますので、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出 資 比 率	主な事業内容
JIC VIETNAM ONE MEMBER CO.,LTD.	155,093百万VND	100.0%	保温材の製造

(7) 主要な事業内容（2021年3月31日現在）

当社は、ゾノライト系けい酸カルシウムを基材とした各種の超軽量保温断熱材、耐火建材等の製造、販売及び設計・施工、関連資材の販売並びにアスベスト関連のコンサルティング、除去工事等を主たる事業としております。

(8) 主要な営業所及び工場 (2021年3月31日現在)

(当 社)

本 社	大阪市中央区南船場 1 丁目18番17号
(管 理 本 部)	
建 築 事 業 部	東京都江東区木場 2 丁目17番16号
関 東 支 社	東京都江東区木場 2 丁目17番16号
関 西 支 社	大阪市中央区南船場 1 丁目18番17号
東 北 営 業 所	仙台市泉区七北田字山の寺 7 番 4 号
中 部 営 業 所	名古屋市中区丸の内 1 丁目10番19号
九 州 営 業 所	福岡市博多区博多駅東 2 丁目 5 番19号
プ ラ ン ト 事 業 部	東京都江東区木場 2 丁目17番16号
プ ラ ン ト 海 外 営 業 部	東京都江東区木場 2 丁目17番16号
プ ラ ン ト 営 業 開 発 部	東京都江東区木場 2 丁目17番16号
プ ラ ン ト 販 売 部	大阪市中央区南船場 1 丁目18番17号
東 日 本 支 社	東京都江東区木場 2 丁目17番16号
京 葉 支 社	千葉県市原市五井9131番地
西 日 本 支 社	大阪市中央区南船場 1 丁目18番17号
京 浜 営 業 所	神奈川県川崎市川崎区塩浜 3 丁目24番 6 号
鹿 島 営 業 所	茨城県神栖市柳川3700番地
千 葉 営 業 所	千葉県市原市五井9131番地
新 潟 営 業 所	新潟県柏崎市四谷 1 丁目12番34号
三 重 営 業 所	三重県四日市市塩浜本町 3 丁目25番
大 阪 営 業 所	大阪市中央区南船場 1 丁目18番17号
倉 敷 営 業 所	岡山県倉敷市福田町古新田802番地 8
生 産 事 業 部	岐阜県瑞穂市野田新田字北沼4064番地 1
岐 阜 工 場	岐阜県瑞穂市野田新田字北沼4064番地 1
北 勢 工 場	三重県いなべ市北勢町下平字権現1153番地 1
技 術 本 部	岐阜県瑞穂市野田新田字北沼4064番地 1
生 産 技 術 研 究 所	岐阜県瑞穂市野田新田字北沼4064番地 1
商 品 技 術 研 究 所	岐阜県瑞穂市野田新田字北沼4064番地 1
商 品 P R ル ー ム	岐阜県瑞穂市野田新田字北沼4064番地 1

(子会社)

JIC VIETNAM ONE MEMBER CO.,LTD. ベトナム社会主義共和国アンザン省フータン県タンチュン村タンチュン工業地区

(9) 従業員の状況 (2021年3月31日現在)

①企業集団の従業員の状況

事業の種類別セグメントの名称	従業員数	前連結会計年度末比増減
建築事業	62名	0名
プラント事業	145名	4名減
全社(共通)	157名	3名減
合計	364名	7名減

(注) 1. 当連結会計年度末日の従業員数を記載しております。

2. 全社(共通)は、生産部門 (JIC VIETNAM ONE MEMBER CO.,LTD.を除く)、商品研究等部門及び総務、経理等の管理部門の従業員であります。

②当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
307名	2名減	42.2歳	14.6年

(注) 上記には臨時従業員及び嘱託は含んでおりません。

(10) 主要な借入先 (2021年3月31日現在)

借入先	借入金額
	百万円
株式会社三菱UFJ銀行	254
株式会社日本政策投資銀行	201
株式会社大垣共立銀行	165
日本生命保険相互会社	100
株式会社商工組合中央金庫	60

(注) 当事業年度末日の借入金残高を記載しております。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

国及び当社を含む建材メーカーを被告とする建設アスベスト損害賠償請求訴訟については、東京、札幌の各高等裁判所、東京、大阪、札幌、仙台、さいたま、横浜、福岡の各地方裁判所で係属中であります。また、当社元従業員遺族との石綿関連疾患による死亡に関する慰謝料請求訴訟でも係争中であります。当社といたしましては、今後とも裁判の推移に留意するとともに、顧問弁護士と協議しつつ適切に対処してまいります。

Ⅱ. 会社の株式に関する事項（2021年3月31日現在）

- | | |
|----------------|----------------------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 24,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 8,707,200株（自己株式17,415株を含む） |
| (3) 当事業年度末株主数 | 2,172名 |
| (4) 大株主（上位10名） | |

株 主 名	当社への出資状況	
	持 株 数	持 株 比 率
大 橋 ゆ ふ み	1,265,459株	14.56%
大 阪 中 小 企 業 投 資 育 成 株 式 会 社	872,400	10.04
大 橋 健 一	687,031	7.91
株 式 会 社 日 本 政 策 投 資 銀 行	500,000	5.75
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	349,000	4.02
株 式 会 社 大 垣 共 立 銀 行	349,000	4.02
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行（信 託 口）	285,800	3.29
三 菱 U F J キ ャ ピ タ ル 株 式 会 社	167,900	1.93
日 本 イ ン シ ュ レ ー シ ョ ン 社 員 持 株 会	167,454	1.93
共 友 リ ー ス 株 式 会 社	151,000	1.74

（注） 持株比率は、自己株式（17,415株）を控除して計算しております。

Ⅲ. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2021年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当または重要な兼職の状況
代表取締役会長	大 橋 健 一	JIC VIETNAM ONE MEMBER CO.,LTD.会長
代表取締役社長	吉 井 智 彦	
常 務 取 締 役	三 宅 節 生	管理本部本部長
取 締 役	川 端 秀 享	管理本部経理部部長
取 締 役	小 畑 健 雄	管理本部総務部部長
取 締 役	中 野 強	技術本部本部長 住友化学株式会社大阪本社所属
取 締 役	森 本 勝 広	生 産 事 業 部 事 業 部 長 兼 JIC VIETNAM ONE MEMBER CO.,LTD.管掌
取 締 役	小野寺 一 也	建築事業部事業部長
取 締 役	原 田 文 代	株式会社日本政策投資銀行 ストラクチャードファイナンス部長兼経営企画部担当部長（独立社外取締役）
取 締 役	村 中 俊 哉	大阪大学大学院工学研究科教授兼理化学研究所環境資源科学研究センター 客員主管研究員兼大阪大学先導的学際研究機構教授（独立社外取締役）
取 締 役	上 田 保 治	（独立社外取締役）
常 勤 監 査 役	山 下 智 之	JIC VIETNAM ONE MEMBER CO.,LTD.監査役（独立社外監査役）
監 査 役	森 脇 健 人	森脇健人税理士事務所所長（独立社外監査役）
監 査 役	中 野 英 雄	
監 査 役	繁 野 径 子	税理士法人令和会計社代表社員（独立社外監査役）

- (注) 1. 監査役 森脇健人氏は、税理士の資格を有しており、また監査役 繁野径子氏は公認会計士の資格を有しており、それぞれ財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
2. 取締役原田文代氏、村中俊哉氏及び上田保治氏、監査役山下智之氏、森脇健人氏及び繁野径子氏は「社外役員の独立性に関する判断基準」（15ページ参照）に基づく独立社外役員であります。
3. 社外取締役原田文代氏の兼職先である株式会社日本政策投資銀行より、当社は借入を行っております。
4. 社外取締役村中俊哉氏の兼職先である大阪大学及び理化学研究所と当社との間には、資本関係や取引関係など、特記すべき関係はありません。
5. 社外監査役森脇健人氏の兼職先である森脇健人税理士事務所及び社外監査役繁野径子氏の兼職先である税理士法人令和会計社と当社の間には、資本関係や取引関係など、特記すべき関係はありません。

(2) 当事業年度中の取締役の異動

① 就任

2020年6月25日開催の第75回定時株主総会において、中野強氏、森本勝広氏、小野寺一也氏が取締役に選任され、就任いたしました。

② 退任・辞任

2020年6月25日をもって、元岡忠昭氏は任期満了により取締役を退任いたしました。

2021年3月31日をもって、大橋健一氏は代表取締役の地位を辞任いたしました。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社および子会社（JIC VIETNAM ONE MEMBER CO.,LTD.）の役員であり、被保険者は保険料の1割を負担しております。

当該保険契約により、判決または裁定（その他類似の公的機関による法的拘束力ある命令を含む。）による損害賠償金額、和解金及び示談金（保険会社が予め書面により認めていた場合に限る。）、前記の判決または裁定により被保険者が支払うべきとされる訴訟費用または裁定費用並びに争訟費用が填補されることとなります（但し、被保険者が法的支払義務を負わないもの及び法律上保険が適用できないとされる事由によるものを除く）。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

①役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月17日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は以下の通りです。

取締役の報酬等はすべて、固定報酬、賞与及び退職慰労金から構成される確定額報酬であります。なお、確定額報酬が個人別の報酬等の額の全部を占めております。

a.固定報酬に関する方針

固定報酬は、取締役の職務執行の対価として毎月支給する定額の金銭報酬であります。個別の取締役に係る固定報酬の報酬水準は、代表取締役社長が原案を作成して毎期の定時株主総会終了後の取締役会に諮り、取締役会にて決定しております。固定報酬額は、各取締役等の役位や各取締役等が担う役割、責務に応じて決定することとしています。

b.賞与に関する決定方針

取締役の賞与は、任期1年間の成果に報いる趣旨で支給する金銭報酬であり、グループ全体の前年度の売上高、利益等の経営実績を総合的に勘案して、支給の有無並びに支給する場合には金額、時期等についての原案を、代表取締役社長が期初の取締役会に諮り、取締役会にて決

定しております。

c.退職慰労金に関する決定方針

退任する取締役に対し、在任中の功労に報いるため、当社所定の基準に基づき、退任時の株主総会における決議を経て、取締役会にて個別の支給額を決定しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

なお、当社は独立社外取締役が過半数を占める指名・報酬等検討委員会を2021年3月に発足させており、今後支給する役員賞与の内容については、取締役会の諮問を受けて同委員会が答申し、取締役会は答申を踏まえて決定することとしています。

②当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	賞与	退職 慰労金	
取 締 役 (うち社外取締役)	137,788 (6,880)	98,051 (4,800)	27,443 (1,600)	12,294 (480)	11 (2)
監 査 役 (うち社外監査役)	25,000 (20,750)	17,400 (14,400)	5,800 (4,800)	1,800 (1,550)	4 (3)
合 計	162,788 (27,630)	115,451 (19,200)	33,243 (6,400)	14,094 (2,030)	15 (5)

- (注) 1. 2006年6月27日開催の第61回定時株主総会において、取締役の報酬限度額を年額240,000千円以内（使用人兼務取締役の使用人給与分を含まない。）、監査役の報酬限度額を年額36,000千円以内と決議いただいております。なお、当該株主総会終結時点の取締役の員数は8名、監査役3名（うち社外2名）です。
2. 当事業年度末現在の人員は、取締役11名（うち社外取締役3名）、監査役4名（うち社外監査役3名）であります。上記の支給人員と相違しているのは、2020年6月25日開催の第75期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおり、また無報酬の社外取締役が1名在任しているためであります。
3. 退職慰労金は、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額であります。

③当事業年度において支払った役員退職慰労金

2020年6月25日開催の第75回定時株主総会決議に基づき、同総会終結の時をもって退任した取締役に支払った役員退職慰労金は以下の通りであります。

取締役 1名 20百万円

なお、この金額には当事業年度及び過年度の事業報告書において開示した役員退職慰労引当金繰入額19,637千円が含まれております。

(5) 責任限定契約の内容の概要

会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役 原田文代氏、村中俊哉氏及び上田保治氏、監査役山下智之氏、森脇健人氏及び繁野径子氏と同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は1,000万円または法令で規定する額のいずれか高い額としております。

(6) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

(社外取締役)

区 分	氏 名	主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	原 田 文 代	当事業年度開催の取締役会20回のうち20回（100％）に出席し、必要に応じ、金融面や国際情勢等に関する高い見識を基に発言を行っており、特に海外事業や新規事業関連について専門的立場から助言を行うなど、意思決定の妥当性確保や企業価値向上に向けた取り組みにおいて適切な役割を果たしております。また、指名・報酬等検討委員会の委員長として、当事業年度に開催された委員会1回に出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。
社外取締役	村 中 俊 哉	当事業年度開催の取締役会20回のうち20回（100％）に出席し、必要に応じ、研究者として工学分野への高い見識を基に発言を行っており、特に新規事業関連や研究開発関連について専門的立場から助言を行うなど、当社の企業価値向上に向けた取り組みにおいて、適切な役割を果たしております。また、指名・報酬等検討委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会1回に出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
社外取締役	上 田 保 治	当事業年度開催の取締役会20回のうち20回（100％）に出席し、企業経営の経験を基に専門的見地からの発言を行っており、意思決定の妥当性を確保するために適切な役割を果たしています。また、指名・報酬等検討委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会1回に出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

(社外監査役)

区 分	氏 名	主な活動状況
社外監査役	山 下 智 之	当事業年度開催の取締役会20回のうち20回（100％）、監査役会13回のうち13回（100％）に出席し、必要に応じ、長年に亘る金融業務の経験から発言を行っております。
社外監査役	森 脇 健 人	当事業年度開催の取締役会20回のうち19回（95％）、監査役会13回のうち13回（100％）に出席し、必要に応じ、税理士としての専門的見地から発言を行っております。
社外監査役	繁 野 径 子	当事業年度開催の取締役会20回のうち20回（100％）、監査役会13回のうち13回（100％）に出席し、必要に応じ、公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。

Ⅳ. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当社が支払うべき報酬等の額	25百万円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25百万円

(注) 1. 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが当社の事業内容や事業規模に照らし適切であるかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人が所要の監査体制・監査時間を確保し、適正な監査を実施するために本監査報酬額が妥当な水準であると認められることから、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

2. 当社の重要な子会社JIC VIETNAM ONE MEMBER CO.,LTD.は、当社の会計監査人以外の監査法人の法定監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である、「適正な財務報告を行ううえで必要となる会計処理・内部統制対応上のリスクに対する指導・助言業務」についての対価を支払っております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社定款に基づき当社が会計監査人 有限責任 あずさ監査法人と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

会計監査人の責任限定契約

会計監査人は、本契約締結後、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、金24,000千円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として損害賠償責任を負担するものとする。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、原則として、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の同意又は請求に基づき、取締役会は会計監査人の解任又は不再任に関する議題を株主総会に提案いたします。

V. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他業務の適正を確保するための体制

当社の「内部統制に関する基本方針」は2021年3月31日現在、以下のとおりとなっております。

(1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 企業倫理の確立、法令遵守の規範として制定した「企業行動規範・企業行動基準」の周知徹底を図る。
- ② 取締役及び使用人の責任、権限を明確化し、適正な運用を行う。
- ③ 取締役及び使用人に対し企業倫理・法令等の遵守に関する社内規定の整備、資料の配布等を実施し、啓蒙活動、教育訓練を実施する。
- ④ 取締役は法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合は、直ちに監査役及び取締役会に報告し、その是正を図る。
- ⑤ コンプライアンス委員会を設置し、取締役及び使用人の法令・定款・社内規定の違反、不正行為の未然防止、違反者の適正な処分、再発防止を徹底する。
- ⑥ 内部監査、社長監査、監査役監査を実施し、業務が適正に実施されることを確実にする。
- ⑦ 財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の体制を整備し、適正に運用されているか確認する。
- ⑧ 内部通報制度を有効に活用し不正行為等の早期発見を図る。
- ⑨ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは決して関わりを持たず、また、不当な要求に対しては毅然とした対応をとる。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役及び使用人の職務執行に係る文書（電磁的記録を含む）、情報の保存及び管理は社内規定の定めるところによる。
- ② 保存期間は、文書・情報の種類、重要性に応じて社内規定に規定された期間とする。
- ③ 取締役及び監査役は、随時保存された文書・情報を閲覧することができるものとする。

(3) 会社の損失の危険の管理に関する規則その他の体制

- ① 経営に重大な影響を及ぼすおそれのある損失の危険等のリスクを適切に認識、評価し、早期に対処する体制の整備を行う。リスク管理については「リスク管理規定」を制定し、対応する。
- ② 必要に応じ関連部門で標準の作成、配布、研修を行う。
- ③ 新たに生じたリスクに対応する為、「経営危機管理規定」に基づき、代表取締役社長から全社に示達すると共に速やかに対応責任者を定める。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 経営上の重要事項について多面的な検討を行うための取締役会を設置する。
- ② 取締役会は原則として月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、機動的な運用を図る。
- ③ 取締役会において年度経営計画、年度予算の策定、見直し及び月次、四半期、半期業績の管理を行う。
- ④ 取締役の職務執行は職務分掌規定、職務権限規定において職務執行の責任と権限の範囲を明確にして、効率的に行う。
- ⑤ 取締役の職務執行状況について、監査役監査・社長監査等によりその内容を把握し、改善を図る。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する体制

- ① 親会社と子会社の意思疎通を図るための体制を構築する。
- ② 子会社の業務を主管する親会社の各部署は、子会社の業務が適正に行われているか定期的に報告を求め、業務執行状況を管理する。
- ③ 職務権限規定により子会社の役職員の権限を明確にし、当社の承認が必要となる事項を定め、稟議申請等により意思決定を行う。

ロ 子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- ① 子会社の取締役等及び使用人から業務執行状況について定期的に報告を求め、リスクを認識、評価し、早期に対処する。
- ② 当社監査役による監査、監査法人による監査を実施し、子会社の業務執行状況及び経営内容の問題点について把握する。

ハ 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 子会社の規則の制定、改廃、運用を適切に行うとともに、周知徹底を図るための教育を実施する。
- ② 主管部署が必要に応じて業務執行方法等の研修を実施し、子会社の取締役及び使用人の能力向上に努める。

二 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社が制定している「企業行動規範・企業行動基準」について、子会社においても周知徹底を図る。
- ② 子会社の取締役及び使用人に対し、企業倫理、法令等の遵守を確保するための教育・指導を実施する。
- ③ 親会社による子会社に対する監査を実施し、子会社の取締役及び使用人の業務執行が適正に行われているか確認する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ① 監査役が、その職務を補助すべき使用人を置くことを必要としたときは、当該使用人を置くものとし、取締役からの独立性を確保する。
- ② 使用人が監査役の職務を補助するに際しては、当該使用人への指揮命令権は監査役に属するものとする。
- ③ 当該補助使用人の任命・評価・異動等については、予め監査役会の同意を得る。

(7) 取締役及び使用人から監査役への報告に関する体制

- ① 取締役及び使用人は法定の事項に加え当社に重大な影響を及ぼすおそれのある事項、内部監査の実施状況、重大な社内通報を速やかに監査役に報告する体制を整備する。
- ② 子会社の取締役、監査役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が、子会社に重大な損害を及ぼすおそれがある事実、その他重要な事実があることを発見したときは、直ちに当社の監査役に報告する。

(8) 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

内部通報制度においては、通報者に対する不利益な取扱いの禁止をルール化する。また、監査役に報告した者に対して、当該報告を行ったことを理由に不利な取扱いを受けないことを確保する。

(9) 会社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続き、その他の当該職務の執行について生ずる費用または償還の処理に係る方針に関する事項

監査役または監査役会が監査の実施のために弁護士、公認会計士その他の社外の専門家に對して助言を求めるまたは調査、鑑定その他の事務を委託するなどの所要の費用を請求するときは、当該請求に係る費用が監査役または監査役会の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、これを拒むことができない。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役は、経営に影響を及ぼす重要事項について、その都度監査役に報告する体制を整備する。
- ② 監査役は、取締役会のほか重要な意思決定過程及び業務執行の状況を把握するために重要な会議に出席する。
- ③ 監査役は、子会社管理責任者とも相互に情報を共有または意見交換し緊密な連携を図る。
- ④ 使用人等は監査役の監査に際して、業務の実施状況を報告し、職務に係る資料を開示する。

Ⅵ. 業務の適正を確保するための体制の運用の状況

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための運用状況の概要は以下のとおりです。

(1) 法令及び定款等に適合することを確保する体制について

企業倫理確立・法令遵守の規範として制定した「企業行動規範・企業行動基準」について、すべての役職員に周知徹底するため、最低年1回の講習を義務付けるとともに、2015年10月より外部委員を含めたコンプライアンス委員会を設置し、違反・不正行為の未然防止、再発防止の徹底を図っております。また、内部監査、社長監査、監査役監査を実施し業務が適正に行われているかの確認を実施しております。内部通報制度については、制度の実効性を確保するため、必要な見直しを実施しております。ハラスメント相談窓口を設置し、運用を開始しております。

反社会的勢力との関係を遮断するため、当社を取り巻く様々なステークホルダーが反社会的勢力でないことの確認を適時適切に行う社内体制を整備しております。

(2) 危機管理体制について

地震等の自然災害については、毎年防災月間を設け、防災体制の見直し、防災訓練の実施、事業継続計画の見直し等を行っております。また、経営に影響を及ぼすおそれのある様々なリスクを事前に認識、把握し、適切な対策を行うため、2017年11月に「リスク管理基本規定」を制定し、またその運用機関としてリスク管理委員会を設置し運用を行っています。海外事業の展開に伴い想定されるリスクについても、様々な会議において適正に認識、評価し、適切に対応するよう、努めております。感染拡大が継続しているコロナ感染症に関して、当社事業並びに当社役職員を含む全てのステークホルダーの安全・健康に及ぼす影響を適切に見極め、対応しています。

(3) 子会社の業務の適正を確保するための体制について

2016年12月に「子会社管理規定」を制定し、これに基づき、子会社の業務を主管する親会社の各部署は、業務が適正に行われるよう指導を実施し、業務執行状況を管理しています。また、子会社の意思決定については、親会社に対し稟議申請を行う等、常に親会社に対し報告・連絡・相談を実施する体制を取っている他、当該子会社の運営を所管する担当役員を任命し、迅速且つ適切な意思決定が行われるよう、図っております。

(4) 監査役の監査が適正に行われる体制について

監査役は、取締役会をはじめ重要な会議に出席し、重要な意思決定過程及び取締役の業務執行状況を把握し、監査役としての意見表明を行っており、また、当社に重大な影響を及ぼす事項の発生、重大な内部通報等は速やかに監査役へ報告が行われる体制を取っております。

本事業報告に記載する金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てております。
また、比率等は表示単位未満を四捨五入しております。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	9,813,169	流動負債	3,738,243
現金及び預金	2,525,532	支払手形及び買掛金	891,382
受取手形及び売掛金	1,079,258	工事未払金	584,867
電子記録債権	950,803	未成工事受入金	359,313
完成工事未収入金	4,322,341	短期借入金	50,000
商品及び製品	547,754	1年内返済予定の長期借入金	445,505
仕掛品	100,919	未払法人税等	423,122
原材料及び貯蔵品	114,554	賞与引当金	276,399
完成工事支出金	155,560	完成工事補償引当金	24,422
その他	16,444	工事損失引当金	11,394
		設備関係支払手形	300,101
		その他	371,732
固定資産	6,422,569	固定負債	1,216,340
有形固定資産	5,436,536	長期借入金	535,986
建物及び構築物(純額)	1,177,448	役員退職慰労引当金	158,077
機械装置及び運搬具(純額)	1,253,904	健康被害補償引当金	125,300
土地	2,718,036	再評価に係る繰延税金負債	370,865
その他(純額)	287,146	その他	26,112
無形固定資産	134,459		
ソフトウェア	113,153		
その他	21,305		
投資その他の資産	851,573	負債合計	4,954,584
投資有価証券	429,154	(純資産の部)	
繰延税金資産	257,540	株主資本	10,406,684
その他の	169,628	資本金	1,200,247
貸倒引当金	△4,748	資本剰余金	938,887
		利益剰余金	8,270,070
		自己株式	△2,520
		その他の包括利益累計額	874,469
		土地再評価差額金	841,360
		その他有価証券評価差額金	87,826
		為替換算調整勘定	△54,716
		純資産合計	11,281,154
資産合計	16,235,739	負債・純資産合計	16,235,739

自 2020年 4 月 1 日
至 2021年 3 月31日

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監查報告書

— 38 —

連結株主資本等変動計算書

(自 2020年4月1日)
(至 2021年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	1,200,247	938,887	7,550,896	△2,520	9,687,510
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△304,142		△304,142
親 会 社 株 主 に 帰属する当期純利益			1,023,316		1,023,316
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計			719,174		719,174
当 期 末 残 高	1,200,247	938,887	8,270,070	△2,520	10,406,684

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	土地再評価 差 額 金	そ の 他 有 価 証 券 評価差額金	為 替 換 算 定 調 整 勘	そ の 他 の 包 括 利 益 累計額合計	
当 期 首 残 高	841,360	43,023	△51,775	832,607	10,520,118
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△304,142
親 会 社 株 主 に 帰属する当期純利益					1,023,316
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）		44,802	△2,940	41,861	41,861
当 期 変 動 額 合 計		44,802	△2,940	41,861	761,036
当 期 末 残 高	841,360	87,826	△54,716	874,469	11,281,154

連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項)

- 1 連結の範囲に関する事項
全ての子会社を連結しております。
連結子会社の数
1社
連結子会社の名称
J I C V I E T N A M O N E M E M B E R C O . , L T D .
- 2 持分法の適用に関する事項
該当事項はありません。
- 3 連結子会社の事業年度等に関する事項
J I C V I E T N A M O N E M E M B E R C O . , L T D . の決算日は12月31日であります。
連結計算書類の作成に当たっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券	
(イ) 満期保有目的の債券	償却原価法 (定額法)
(ロ) その他有価証券	
時価のあるもの	決算日前 1 カ月の市場価格の平均に基づく時価法 (評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
時価のないもの	移動平均法による原価法
② デリバティブ	時価法
③ 棚卸資産	
製品・仕掛品	総平均法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)
原材料	主として先入先出法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)
未成工事支出金	個別法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産除く）

国内会社は定率法、海外連結子会社はすべて定額法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、次のとおりであります。

建物及び構築物 2年～50年

機械装置及び運搬具 2年～20年

② 無形固定資産（リース資産除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（4～6年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リースに係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

③ 完成工事補償引当金

完成工事の瑕疵担保等の費用に備えるため、当連結会計年度の完成工事高に対する補修費の支給見込額を過年度の実績に基づき計上しております。また、特定の工事については、補修費の個別見積額を計上しております。

④ 工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積ることができる工事について、損失見込額を計上しております。

⑤ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規定に基づく期末要支給額を計上しております。

⑥ 健康被害補償引当金

アスベスト（石綿）健康被害を受けた元従業員等に対する支払に備えるため、将来発生すると見込まれる補償額を計上しております。

（４）完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準を適用し、その他の工事契約については、工事完成基準を適用しております。なお、工事進行基準を適用する工事の当連結会計年度末における進捗度の見積りは、原価比例法によっております。

（５）重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

（６）重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、金利スワップ取引については特例処理の要件を充たしている場合には特例処理を行っております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段

金利スワップ

ヘッジ対象

借入金利息

③ヘッジ方針

社内管理規定に基づき、金利変動リスクを回避する手段として、実需の範囲で行うこととし、投機目的の取引は行わない方針であります。

④ヘッジの有効性評価の方法

特例処理の要件を充たしている金利スワップ取引については有効性の評価を省略しております。

（７）その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は当連結会計年度の費用として処理しております。

(表示方法の変更に関する注記)

(1) 連結損益計算書

前連結会計年度において、「営業外費用」の「その他」に含めて表示しておりました「固定資産除却損」は、重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。なお、前連結会計年度の「営業外費用」の「その他」に含まれている「固定資産除却損」は3,523千円であります。

(2) 「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度から適用し、連結注記表に(会計上の見積りに関する注記)を記載しております。

(会計上の見積りに関する注記)

(1) 繰延税金資産の回収可能性

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産	257,540千円
再評価に係る繰延税金負債	370,865千円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産は、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金のうち将来の課税所得見込額や実行可能なタックス・プランニングを考慮して回収可能性があると見積った金額を計上しております。

将来の課税所得見込額等の見積りは、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響等、将来の不確実な経済条件の変動によって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合や、異なる結果になると見込まれた場合は、翌連結会計年度の繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 工事進行基準による収益認識

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

工事進行基準の適用による完成工事高	7,299,917千円
-------------------	-------------

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

工事進行基準は、工事の進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約に適用しており、その完成工事高は工事収益総額、工事原価総額および連結会計年度末における工事進捗度を合理的に見積って計上しております。

中でも工事原価総額等の見積りは、工事の完成引渡しまでに必要となるすべての工事内容に関する原価を見積って算定しており、工事着手後に工事内容の変更が生じた場合は、適時・適切に再見積りを行っております。

当該見積りは、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響等、将来の不確実な経済条件の変動によ

って影響を受ける可能性があり、実際に発生した工事原価及び工事収益総額が見積りと異なった場合や、異なる結果になると見込まれた場合は、翌連結会計年度の完成工事高に重要な影響を与える可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 9,975,079千円

(2) 国庫補助金により取得した有形固定資産の圧縮記帳累計額 33,404千円

(3) 棚卸資産及び工事損失引当金の表示

損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金と工事損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しております。損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金のうち、工事損失引当金に対応する額は3,376千円であります。

(4) 事業用土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」(1998年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(2001年3月31日公布法律第19号)に基づき、2002年3月31日現在で保有する全ての事業用土地について「土地の再評価に関する法律施行令」(1998年3月31日公布政令第119号)第2条第3号及び第4号の規定により再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を再評価に係る繰延税金負債として負債の部に計上し、これを控除した金額を土地再評価差額金として純資産の部に計上しております。再評価を行った土地の事業年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額は△1,156,947千円であります。

(5) 偶発債務

当社は、過去の建設現場においてアスベストに暴露し、これが原因で肺癌等の疾病に罹患した作業員及びその遺族等の集団による国及び建材メーカー多数を相手にした訴訟(建設アスベスト損害賠償請求訴訟:国に対しては国家賠償責任を、アスベスト含有建材製造販売企業に対しては不法行為責任又は製造物責任を追及する訴訟)を提起されております。

当該訴訟は、札幌、東京、横浜、さいたま、仙台、大阪、福岡の各地方裁判所、札幌、東京の各高等裁判所にて行われております。

なお、現時点において、当社の業績に与える影響は不明です。

(連結損益計算書に関する注記)

(1) 完成工事原価に含まれている工事損失引当金繰入額 10,026千円

(2) 減損損失

当連結会計年度において、当社は以下の固定資産について減損損失を計上しました。

会社	場所	用途	種類	減損損失額
JIC VIETNAM ONE MEMBER CO.,LTD.	ベトナム	事業用資産	建物及び構築物	150,092千円
			機械装置及び運搬具	223,933千円
			その他	111,372千円

連結子会社であるJIC VIETNAM ONE MEMBER CO.,LTD.において、継続的な営業損失の計上により減損の兆候が認められたことから、将来の回収可能性を検討した結果、生産設備等の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（485,398千円）として特別損失に計上いたしました。なお、当該固定資産の回収可能価額については使用価値により測定しており、零として算定しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

(1) 当連結会計年度末における発行済株式数 普通株式 8,707,200株

(2) 配当に関する事項**① 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項**

決 議	株式の 種 類	配当金の 総 額 (千円)	1株当たり 配 当 額 (円)	基準日	効力発生日
2020年6月25日 定時株主総会	普通株式	304,142	35	2020年3月31日	2020年6月26日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決 議	株式の 種 類	配当の 原 資	配当金の 総 額 (千円)	1株当たり 配 当 額 (円)	基準日	効力発生日
2021年6月24日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	304,142	35	2021年3月31日	2021年6月25日

(金融商品に関する注記)**(1) 金融商品の状況に関する事項**

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針であります。また、デリバティブは、借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行いません。

営業債権である受取手形、売掛金、電子記録債権及び完成工事未収入金に係る顧客の信用リスクは、当社の与信管理規定に沿ってリスク低減を図っております。

投資有価証券は、主に満期保有目的の債券及び業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されていますが、定期的に発行体（取引先企業）の財政状況を把握し、上場株式については半期ごとに時価の把握を行っております。

営業債務である支払手形、買掛金及び工事未払金並びに設備支払手形は、1年以内の支払期日であります。

長期借入金 は運転資金と設備投資に係る調達であります。一部の長期借入金については、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しております。ヘッジの有効性の評価方法については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日（当連結会計年度の決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含めておりません（（注2）参照）。

（単位：千円）

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
① 現金及び預金	2,525,532	2,525,532	－
② 受取手形及び売掛金	1,079,258	1,079,258	－
③ 電子記録債権	950,803	950,803	－
④ 完成工事未収入金	4,322,341	4,322,341	－
⑤ 投資有価証券			
満期保有目的の債券	101,587	101,352	△235
その他有価証券	314,974	314,974	－
資 産 計	9,294,497	9,294,262	△235
⑥ 支払手形及び買掛金	891,382	891,382	－
⑦ 工事未払金	584,867	584,867	－
⑧ 未払法人税等	423,122	423,122	－
⑨ 設備関係支払手形	300,101	300,101	－
⑩ 短期借入金	50,000	50,000	－
⑪ 長期借入金	981,491	983,393	1,902
（一年内返済予定のものを含む）			
負 債 計	3,230,965	3,232,868	1,902

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

①現金及び預金、②受取手形及び売掛金、③電子記録債権、並びに④完成工事未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑤投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関から提示された価格によっております。

負 債

⑥支払手形及び買掛金、⑦工事未払金、⑧未払法人税等、⑨設備関係支払手形、並びに⑩短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑪長期借入金（一年内返済予定のものを含む）

これらの時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。変動金利による長期借入金の一部は金利スワップの特例処理の対象とされており（下記⑫参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

⑫デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。（上記⑪参照）

（注2）非上場株式（連結貸借対照表計上額12,592千円）は市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

（1 株当たり情報に関する注記）

（1） 1 株当たり純資産額	1,298円20銭
----------------	-----------

（2） 1 株当たり当期純利益	117 円76銭
-----------------	----------

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結個別注記表に記載の金額は、表示単位未満を切り捨て、比率等については四捨五入により表示しております。

貸 借 対 照 表

(2021年 3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	9,588,675	流 動 負 債	3,689,503
現 金 及 び 預 金	2,366,216	支 払 手 形	645,594
受 取 手 形	427,181	買 掛 金	244,254
電 子 記 録 債 権	950,803	工 事 未 払 金	584,867
売 掛 金	645,859	短 期 借 入 金	50,000
完 成 工 事 未 収 入 金	4,322,341	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	386,005
製 品	506,200	未 払 金	145,415
原 材 料	64,342	未 払 法 人 税 等	423,122
仕 掛 品	100,919	未 払 費 用	123,643
貯 蔵 品	40,190	未 成 工 事 受 入 金	359,313
未 成 工 事 支 出 金	155,560	賞 与 引 当 金	275,000
前 払 費 用	2,654	完 成 工 事 補 償 引 当 金	24,422
そ の 他	6,406	工 事 損 失 引 当 金	11,394
		設 備 支 払 手 形	300,101
		設 備 未 払 金	28,802
		そ の 他	87,564
固 定 資 産	6,740,012	固 定 負 債	1,076,590
有 形 固 定 資 産	5,436,536	長 期 借 入 金	396,236
建 物	1,077,750	預 り 保 証 金	20,851
構 築 物	99,697	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	158,077
機 械 及 び 装 置	1,251,692	健 康 被 害 補 償 引 当 金	125,300
車 輛 及 び 運 搬 具	2,211	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	370,865
工 具 器 具 及 び 備 品	112,799	そ の 他	5,260
土 地	2,718,036		
リ ー ス 資 産	7,737	負 債 合 計	4,766,093
建 設 仮 勘 定	166,609	(純 資 産 の 部)	
無 形 固 定 資 産	134,459	株 主 資 本	10,633,408
借 地 権	5,308	資 本 金	1,200,247
電 話 加 入 権	15,491	資 本 剰 余 金	938,887
ソ フ ト ウ エ ア	113,153	資 本 準 備 金	938,887
水 道 施 設 利 用 権	506	利 益 剰 余 金	8,496,794
投 資 そ の 他 の 資 産	1,169,016	利 益 準 備 金	95,300
投 資 有 価 証 券	429,154	そ の 他 利 益 剰 余 金	8,401,494
長 期 前 払 費 用	3,803	別 途 積 立 金	1,000,000
関 係 会 社 出 資 金	110,762	繰 越 利 益 剰 余 金	7,401,494
保 険 積 立 金	33,963	自 己 株 式	△2,520
差 入 保 証 金	125,487	評 価 ・ 換 算 差 額 等	929,186
繰 延 税 金 資 産	464,310	土 地 再 評 価 差 額 金	841,360
そ の 他	6,283	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	87,826
貸 倒 引 当 金	△4,748	純 資 産 合 計	11,562,594
資 産 合 計	16,328,688	負 債 ・ 純 資 産 合 計	16,328,688

(単位：千円)

科 目							金 額	
特 別 関 税 法 人 当	高 上 高	高 上 高	高 上 高	高 上 高	高 上 高	高 上 高	10,765,828	14,303,821
	事 上 上	事 上 上	事 上 上	事 上 上	事 上 上	事 上 上	3,167,035	
	工 売 売	工 売 売	工 売 売	工 売 売	工 売 売	工 売 売	370,957	
	高 上 高	高 上 高	高 上 高	高 上 高	高 上 高	高 上 高	7,991,604	10,014,479
	事 上 上	事 上 上	事 上 上	事 上 上	事 上 上	事 上 上	1,744,668	
	原 原 原	原 原 原	原 原 原	原 原 原	原 原 原	原 原 原	278,207	
	利 益	利 益	利 益	利 益	利 益	利 益	4,289,341	2,287,776
	管 理 費	管 理 費	管 理 費	管 理 費	管 理 費	管 理 費	2,001,565	
	一 般 管 理 費	一 般 管 理 費	一 般 管 理 費	一 般 管 理 費	一 般 管 理 費	一 般 管 理 費	2,287,776	
	營 業 外 収 入	營 業 外 収 入	營 業 外 収 入	營 業 外 収 入	營 業 外 収 入	營 業 外 収 入	9,541	41,950
受 取 利 息	受 取 利 息	受 取 利 息	受 取 利 息	受 取 利 息	受 取 利 息	20,720		
賃 貸 替 換	賃 貸 替 換	賃 貸 替 換	賃 貸 替 換	賃 貸 替 換	賃 貸 替 換	372		
健 康 被 害 補 償	健 康 被 害 補 償	健 康 被 害 補 償	健 康 被 害 補 償	健 康 被 害 補 償	健 康 被 害 補 償	2,000		
そ の 他	そ の 他	そ の 他	そ の 他	そ の 他	そ の 他	9,316		
營 業 外 費 用	營 業 外 費 用	營 業 外 費 用	營 業 外 費 用	營 業 外 費 用	營 業 外 費 用	40,000		
健 康 被 害 補 償	健 康 被 害 補 償	健 康 被 害 補 償	健 康 被 害 補 償	健 康 被 害 補 償	健 康 被 害 補 償	7,206		
支 払 貸 資 産	支 払 貸 資 産	支 払 貸 資 産	支 払 貸 資 産	支 払 貸 資 産	支 払 貸 資 産	4,691		
固 定 資 産	固 定 資 産	固 定 資 産	固 定 資 産	固 定 資 産	固 定 資 産	16,982		
そ の 他	そ の 他	そ の 他	そ の 他	そ の 他	そ の 他	9,694		
特 別 関 税 法 人 当	特 別 関 税 法 人 当	特 別 関 税 法 人 当	特 別 関 税 法 人 当	特 別 関 税 法 人 当	特 別 関 税 法 人 当	特 別 関 税 法 人 当	78,575	2,251,151
利 益	利 益	利 益	利 益	利 益	利 益	利 益	2,251,151	
損 益	損 益	損 益	損 益	損 益	損 益	損 益	2,251,151	
特 別 関 税 法 人 当	特 別 関 税 法 人 当	特 別 関 税 法 人 当	特 別 関 税 法 人 当	特 別 関 税 法 人 当	特 別 関 税 法 人 当	特 別 関 税 法 人 当	675,277	1,575,873
利 益	利 益	利 益	利 益	利 益	利 益	利 益	675,277	
損 益	損 益	損 益	損 益	損 益	損 益	損 益	1,575,873	
特 別 関 税 法 人 当	特 別 関 税 法 人 当	特 別 関 税 法 人 当	特 別 関 税 法 人 当	特 別 関 税 法 人 当	特 別 関 税 法 人 当	特 別 関 税 法 人 当	696,300	504,687
利 益	利 益	利 益	利 益	利 益	利 益	利 益	696,300	
損 益	損 益	損 益	損 益	損 益	損 益	損 益	△191,612	
特 別 関 税 法 人 当	特 別 関 税 法 人 当	特 別 関 税 法 人 当	特 別 関 税 法 人 当	特 別 関 税 法 人 当	特 別 関 税 法 人 当	特 別 関 税 法 人 当	1,071,185	1,071,185
利 益	利 益	利 益	利 益	利 益	利 益	利 益	1,071,185	
損 益	損 益	損 益	損 益	損 益	損 益	損 益	1,071,185	

株主資本等変動計算書

(自 2020年 4 月 1 日)
(至 2021年 3 月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計		
					別途積立金	繰越利益 剰余金			
当 事 業 年 度 期 首 残 高	1,200,247	938,887	938,887	95,300	1,000,000	6,634,450	7,729,750	△2,520	9,866,364
事 業 年 度 中 の 変 動 額									
新 株 の 発 行	－	－	－						－
剰 余 金 の 配 当						△304,142	△304,142		△304,142
当 期 純 利 益						1,071,185	1,071,185		1,071,185
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)									
事業年度中の変動額合計						767,043	767,043		767,043
当 事 業 年 度 期 末 残 高	1,200,247	938,887	938,887	95,300	1,000,000	7,401,494	8,496,794	△2,520	10,633,408

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
	土地再評価 差額金	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 事 業 年 度 期 首 残 高	841,360	43,023	884,383	10,750,748
事 業 年 度 中 の 変 動 額				
新 株 の 発 行				－
剰 余 金 の 配 当				△304,142
当 期 純 利 益				1,071,185
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)		44,802	44,802	44,802
事業年度中の変動額合計		44,802	44,802	811,846
当 事 業 年 度 期 末 残 高	841,360	87,826	929,186	11,562,594

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

- (イ) 関係会社出資金
- (ロ) 満期保有目的の債券
- (ハ) その他有価証券

時価のあるもの

移動平均法による原価法

償却原価法（定額法）

決算日前 1 カ月の市場価格の平均に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

② デリバティブ

時価法

③ 棚卸資産

製品・仕掛品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

原材料

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

未成工事支出金

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却方法

① 有形固定資産（リース資産除く）

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、次のとおりであります。

建物 2年～45年

構築物 4年～50年

機械及び装置 3年～19年

車両及び運搬具 2年～ 6年

工具器具及び備品 1年～20年

② 無形固定資産（リース資産除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リースに係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

③ 完成工事補償引当金

完成工事の瑕疵担保等の費用に備えるため、当事業年度の完成工事高に対する補修費の支給見込額を過年度の実績に基づき計上しております。また、特定の工事については、補修費の個別見積額を計上しております。

④ 工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積ることができる工事について、損失見込額を計上しております。

⑤ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規定に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

⑥ 健康被害補償引当金

アスベスト健康被害を受けた元従業員等に対する支払に備えるため、将来発生すると見込まれる補償額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準を適用し、その他の工事契約については、工事完成基準を適用しております。なお、工事進行基準を適用する工事の当事業年度末における進捗度の見積りは、原価比例法によっております。

(5) その他の計算書類作成のための基本となる重要な事項

① ヘッジ会計の方法

(イ) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、金利スワップ取引については特例処理の要件を充たしている場合には特例処理を行っております。

(ロ) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段

金利スワップ

ヘッジ対象

借入金利息

(ハ) ヘッジ方針

社内管理規定に基づき、金利変動リスクを回避する手段として、実需の範囲で行うこととし、投機目的の取引は行わない方針であります。

(二) ヘッジの有効性評価の方法

特例処理の要件を充たしている金利スワップ取引については有効性の評価を省略しております。

② 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は当連結会計年度の費用として処理しております。

2. 表示方法の変更に關する注記

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度から適用し、個別注記表に(会計上の見積りに關する注記)を記載しております。

3. 会計上の見積りに關する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産

464,310千円

再評価に係る繰延税金負債

370,865千円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

連結計算書類の「(会計上の見積りに關する注記)」に同一の内容を記載しているため記載を省略しております。

(2) 工事進行基準による収益認識

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

工事進行基準の適用による完成工事高

7,299,917千円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

連結計算書類の「(会計上の見積りに關する注記)」に同一の内容を記載しているため記載を省略しております。

4. 貸借対照表に関する注記

- | | |
|---|-------------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額 | 9,904,187千円 |
| (2) 国庫補助金により取得した有形固定資産の圧縮記帳累計額 | 33,404千円 |
| (3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務
短期金銭債務 | 1,745千円 |
| (4) 保証債務
子会社である「JIC VIETNAM ONE MEMBER CO.,LTD.」の金融機関からの借入債務に対し、
48,000千円 の保証を行っております。 | |
| (5) 債権流動化に伴う買戻限度額 | 137,500千円 |
| (6) 偶発債務
当社は、過去の建設現場においてアスベストに暴露し、これが原因で肺癌等の疾病に罹患した作業員及びその遺族等の集団による国及び建材メーカー多数を相手にした訴訟（建設アスベスト損害賠償請求訴訟：国に対しては国家賠償責任を、アスベスト含有建材製造販売企業に対しては不法行為責任又は製造物責任を追及する訴訟）を提起されております。
当該訴訟は、札幌、東京、横浜、さいたま、仙台、大阪、福岡の各地方裁判所、札幌、東京の各高等裁判所にて行われております。
なお、現時点において、当社の業績に与える影響は不明です。 | |

5. 損益計算書に関する注記

- | | |
|-----------------------------|-----------|
| (1) 関係会社との取引高
営業取引による取引高 | |
| 売上原価 | 107,047千円 |
| 販売費及び一般管理費 | 4,103千円 |
| 営業取引以外の取引による取引高 | |
| 営業外収益 | 922千円 |
| (2) 完成工事原価に含まれている工事損失引当金繰入額 | 10,026千円 |

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

- | | | |
|----------------|------|---------|
| 当事業年度末における自己株式 | 普通株式 | 17,415株 |
|----------------|------|---------|

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

未払事業税	26,068千円
賞与引当金	84,205千円
未払法定福利費	12,707千円
完成工事補償引当金	7,478千円
工事損失引当金	3,488千円
健康被害補償引当金	38,366千円
貸倒引当金	1,453千円
減損損失	24,880千円
役員退職慰労引当金	48,403千円
関係会社出資金評価損	206,770千円
保険積立金評価損	13,358千円
投資有価証券評価損	10,250千円
その他	23,288千円
繰延税金資産小計	500,720千円
評価性引当額	－千円
繰延税金資産合計	500,720千円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	△36,410千円
繰延税金負債合計	△36,410千円
繰延税金資産の純額	464,310千円

(再評価に係る繰延税金資産)

土地再評価差額金	52,278千円
評価性引当額	－千円
再評価に係る繰延税金資産合計	52,278千円

(再評価に係る繰延税金負債)

土地再評価差額金	△423,143千円
再評価に係る繰延税金負債合計	△423,143千円
再評価に係る繰延税金負債の純額	△370,865千円

8. 関連当事者との取引に関する注記

①親会社及び法人主要株主等
該当事項はありません。

②子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	所在地	資本金 または 出資金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	JIC VIETNAM ONE MEMBER CO.,LTD.	ベトナム	155,093 百万VND	けい酸カルシ ウム系工業用 保温材の製造	直接 100%	債務保証等	債務保証等 (注)	185,500	－	－
							保証料等の 受入 (注)	922	－	－

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) JIC VIETNAM ONE MEMBER CO.,LTD. の銀行借入（48,000千円、期間2年）と買戻保証（137,500千円、期間5年）につき、債務保証及び買戻保証を行ったものであり、年率0.4%の保証料を受領しております。

③兄弟会社等
該当事項はありません。

④役員及び個人主要株主等
該当事項はありません。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,330円59銭
(2) 1株当たり当期純利益	123円26銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

11. その他の注記

貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表に記載の金額は、表示単位未満を切り捨て、比率等については四捨五入により表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月21日

日本インシュレーション株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 西 田 順 一 印
業 務 執 行 社 員指定有限責任社員 公認会計士 福 島 康 生 印
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本インシュレーション株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本インシュレーション株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2021年5月21日

日本インシュレーション株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 西 田 順 一 印
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 福 島 康 生 印

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本インシュレーション株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第76期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第76期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、社外取締役を含む取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席（WEB会議方式を含む）し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、リモート方式により現地の状況を確認しました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月21日

日本インシュレーション株式会社 監査役会

常勤社外監査役 山下 智之 印

社 外 監 査 役 森脇 健人 印

監 査 役 中野 英雄 印

社 外 監 査 役 繁野 径子 印

以 上

第76回 定時株主総会会場ご案内略図

会 場 大阪市中心区南船場2丁目4-10
 ネストホテル大阪心斎橋2階「淀」

交 通 地下鉄 堺筋線・長堀鶴見緑地線
 「長堀橋」駅下車 2-B番出口徒歩約2分

